

Weekly Report

第425号
平成29年9月19日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

来年4月から本格化する「無期転換ルール」

平成25年4月に施行された改正労働契約法による有期契約労働者の「無期転換ルール」の適用が30年4月から本格的に始まることから、厚労省では集中的な周知・広報を今月から実施しています。

◆「無期転換ルール」のポイントを再確認

無期転換ルールとは、同一事業主との間で有期労働契約が更新されて通算5年を超えた場合、労働者の申込みによって期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。以下のようなポイントがあります。

◎**通算契約期間**…通算5年のカウントは25年4月1日以降に開始した有期労働契約期間が対象です。例えば、24年10月1日から1年契約を反復更新している場合は、25年10月1日に開始した契約が起点となるため、30年10月1日の契約更新から無期転換申込権が発生します。

◎**クーリング**…労働契約を締結していない期間が一定以上続いた場合、それ以前の有期契約期間は通算対象から除外されます。

◎**無期転換の時期**…無期転換の申込みがあった時点での有期労働契約が終了した翌日から、無期労働契約となります。

◎**無期転換後の労働条件**…契約期間は無期に転換されますが、労働条件（賃金、職務、労働時間など）は、就業規則等で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件となります。

◎**特例**…労働局長の認定を受けることで、*定年後、引続き雇用される期間、*専門的知識等を持つ方が一定期間内に完了予定の業務に就く期間（上限10年）については、無期転換申込権が発生しません。

相続税額の2割加算の対象となるのは

被相続人（亡くなった方）から相続等によって財産を取得した方が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫などの直系卑属を含む）及び配偶者以外である場合には、その方の相続税額は2割加算した金額となります。

そのため、被相続人の兄弟姉妹や、甥・姪が相続人となった場合は一親等の血族に該当しないため、2割加算の対象となります。

なお、被相続人の養子については、一親等の血族に該当するため2割加算の対象にはなりません。ただし、被相続人の孫が養子となっている場合には、2割加算の対象となります（代襲相続人である孫養子を除く）。

損害保険金を受け取った場合の取扱い

災害や事故などにより、個人が損害保険金を受け取った場合の税務上の取扱いについては、所得税法で「損害保険契約に基づき支払を受ける保険金及び損害賠償金で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものは、所得税を課さない」とされており、原則として非課税となります。

ただし、傷害保険などで被保険者が亡くなった場合に支払われる死亡保険金は、課税対象となります（保険料の負担者により課税関係が異なる）。